

グループ名 ・代表者名	駒ヶ根の環境を守る会 岸 真結子	助成金額	40万円
連絡先など	kmgnkankyo@gmail.com		
助成のテーマ	宮田村の低レベル放射性廃棄物を含む処分場の建設計画による地域環境社会への影響の研究		

## 【調査研究の概要】

- ・長野県宮田村の天竜川と太田切川が合流する氾濫原に、8000 ベクレル/kg 以下の放射能汚染された廃棄物が持ち込まれる最終処分場建設計画があります。周辺は地下水が豊富であり、処分場として適さない立地の問題と、放射性物質の拡散問題から、地元住民だけでなく全国から 10 万人を超える反対署名が集まっています。しかし、計画は撤回されることなく、処分場の認可を行う県も問題を十分理解しているのか疑問があります。
- ・本調査研究では、具体的な影響の可能性や懸念を明らかにするため、天竜川流域の利用実態についての文献調査を行うとともに、様々な関係者・関係機関への聞き取り調査を行いました。調査を通じ、流域関係者や住民と情報を共有することができ、意見交換を行うことができました。浜松を含む下流域では、事業計画自体も十分に知られておらず、調査を通じて関心層を増やすこともできました。
- ・調査結果は流域自治体の地方議員と共有され、「放射性廃棄物を拡散させないことを求める」陳情・請願活動に発展し、9つの自治体から国への意見書が出されました。

## 【調査研究の経過】

- 2016年4月 天竜川流域の水、土地利用に関する文献、聞き取り調査  
(4月1日駒ヶ根お話し会、4月20日伊那お話し会開催を含む)
- 2016年5月 流域関係者、関係団体の分析
- 2016年5月～2017年3月 流域関係者、関係団体からの聞き取り、意見交換
- 2016年9月 飯島町にて調査結果の公開、市民・町会議員と意見交換
- 2016年11月～12月 調査結果を受けて「放射能拡散 No!ネットワーク」立ち上げ、11の市町村に陳情・請願活動
- 2017年2月 駒ヶ根市民イベント「絶景マルシェ」にて調査結果の展示
- 2017年3月 陳情・請願活動における関係自治体地方議員・市民の報告会
- 2017年3月 浜松にて学習会及び意見交換

## 【今後の展望など】

- ・より広範囲にわたって正しい情報を周知させ、流域住民に影響住民であることを自覚してもらうための働きかけが必要であると考えます。問題を整理した形で発信する学習会、資料や印刷物、インターネットの利用等を強化していきます。
- ・下流域への働きかけとしては、浜松等下流域住民との連携を進め、下流域から長野県への働きかけを促進するとともに、放射性物質の扱いを協議する場を提案します。
- ・流域自治体議員と住民が、放射性廃棄物の基礎及び専門的な知識を学んだうえで、天竜川流域の保全と放射性廃棄物拡散問題とを議論し、具体的な対応策を検討する場を設けます。

会計報告書の概要 (金額単位: 千円)			充当した資金の内訳		
支出費目	内 訳	支出金額	高木基金の 助成金を充当	他の助成金 等を充当	自己資金
旅費	レンタカー代、ガソリン代、高速代、講師・協力者 旅費	70	66	0	4
会議費		10	10	0	0
印刷費	リーフレットデザイン代、説明資料コピー代、 学習会資料コピー代	109	88	0	21
協力者謝礼など	協力者謝金、講師謝金	5	5	0	0
人件費		176	176	0	0
運営経費	インク代	9	9	0	0
合 計		425	400	0	25

## 参考文献 (ウェブサイトや書籍、成果物など)

- ・駒ヶ根の環境を守る会 <https://ameblo.jp/kmgnkankyo/>

宮田村の低レベル放射性廃棄物を含む  
処分場の建設計画による  
地域環境社会への影響の研究

駒ヶ根の環境を守る会  
岸 真結子

# 背景と問題意識

- ・ 従来、放射性セシウムの濃度が100ベクレル/kg以上の放射能汚染された廃棄物は、原発関連施設内に厳重に管理されていたが、福島原発事故後、放射性物質汚染対処特措法の制定により、事故により汚染された8000ベクレル/kg以下の廃棄物は廃棄物処理法の規定を適用(市町村、処理業者等が処理)となった。
- ・ 天竜川上流に位置する長野県上伊那郡宮田村に、放射性物質を含む廃棄物を持ち込むことを前提とする最終処分場建設計画。
- ・ 処分場計画を審査する県は、国の基準が安全と主張。
- ・ 予定地は天竜川と太田切川の合流点で水位が高く、かつ過去に何度も大水害を経験している地域にあり、処分場に適さない。※放射性物質を含む廃棄物の埋立処理においては水が入り込まないようにすることが大切。(国立環境研究所)
- ・ 周辺には減農薬の田んぼ、有機リンゴ園、地続きには障害者支援施設があり、下流域には60~70万人もの流域住民が暮らし、事故等が起これば甚大な影響が懸念される。
- ・ 本計画が実現してしまうことで、放射能汚染された廃棄物の全国への拡散が進む恐れ。



中央アルプス

太田切川

西駒郷  
(障害者支援施設)

予定地

下流農地への取水口

天竜川

# 事業概要

場 所： 長野県上伊那郡宮田村大久保地区松の原工業団地内

規 模： 処分場面積 11,600m<sup>2</sup>

埋め立て面積 8,160m<sup>2</sup>(102m×80m)

埋めて容積 122,400m<sup>3</sup>(102m×80m×15m)

工 法： フジ式盛土土材圧密成形工法」によるクローズド型最終処分場。

地面を10m掘り下げてから、地上5mの高さまで廃棄物を埋め立てる。

スケジュール： 2020年度中稼働開始予定。

埋立て期間は10年～15年

持ち込まれる廃棄物：

- ・ 一般廃棄物・・・不燃物(廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、廃乾電池、粗大ごみ、廃家電、廃蛍光管、金属くず、焼却灰、ばいじん、熔融固化物)
- ( \* 一般廃棄物には、国の定める埋立て基準値(8000ベクレル/Kg)以下の放射性物質含有の焼却灰、飛灰、汚泥を含む。 )
- ・ 産業廃棄物・・・燃え殻、汚泥(無機性に限る)、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、鉍さい、ばいじん、施行令第2条13号に規定する産業廃棄物(燃え殻、無機性汚泥、鉍さい、ばいじんを処分するために処理したものに限る)(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くずは、自動車破砕物を除く。)

# 目的と活動内容

**目的：** 事業による天竜川流域の具体的な影響可能性や懸念を明らかにすることと、県が同事業の地域環境社会への影響可能性と事業のリスクを検証する際の材料を提供すること。

## 活動内容：

- ・ 天竜川流域の水、土地利用に関する文献、聞き取り調査
- ・ 流域関係者、関係団体からの聞き取り、意見交換会（お話し会2回、座談会1回、他団体主催イベントにおける話題提供3回を含む）
- ・ 調査結果の公開（報告会、市民イベントで展示）、市民・町会議員と意見交換
- ・ 調査結果を受けて「放射能拡散No!ネットワーク」立ち上げ、11の市町村に陳情・請願活動
- ・ 陳情・請願活動における関係自治体地方議員・市民と意見交換会開催
- ・ 市民向け「天竜川への影響」リーフレットの発行
- ・ 浜松にて学習会及び意見交換

# 流域社会への影響可能性

## 影響自治体

宮田村、駒ヶ根市、飯島町、中川村、松川町、飯田市、阿南町、清内路村、阿智村、高森町、平谷村、根羽村、下条村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、浜松市、磐田市、根本町、森町、新城市、設楽町、東栄町、豊根村。※予定地上流域も社会経済影響対象範囲として、辰野町、箕輪町、南箕輪村、伊那市。

## 上水利用への影響

磐田市、袋井市、浜松市の工業用水に63万 $m^3$ /日。  
浜松市、磐田市、豊橋市などの水道水源として約54万 $m^3$ /日。



## 農業への影響

下流の駒ヶ根市下平の農地(106ha)と下平区の井戸利用、竜西一貫水路を通じて飯田市と松川、高森町の農地(703ha)、静岡県遠州地方における天竜川からの灌漑水が利用される15000haの農地。

## 観光・経済への影響

天竜川観光(ライン下りや川下り、天竜峡等)、南・中央アルプス観光、アクアスポーツ、伊那漁業組合、浜松漁業組合等への経済影響。

# 自然環境、歴史・文化的価値への影響

地域の信仰対象でもある天竜川。川にまつわる祭りや川で身を清める伝統行事等への影響。ざざむし漁(水生昆虫食)等の地域食文化の継承にも影響する可能性も。地域住民の水遊び、憩いの場としての役割もあり、汚染が生じれば川と人の関わりが減ることも懸念。



予定地は河童伝説の信仰の場所



ザザムシ漁(出典:伊那市HP)



子ども達の川遊び  
(出典:中部地方整備局天竜川上流河川事務所HP)

天竜川流域の社会、文化、経済は、天竜川の豊富な水とアルプス山脈に育まれた豊かな自然の恩恵を受けて培われてきており、放射能汚染は川や自然環境に密接に関わる天竜川流域地域の暮らしすべてに計り知れない影響を及ぼす可能性。

# 一般向けリーフレット（一部）

## 活すことのできない天竜川

長野県南部、愛知県東部、静岡県西部を213km流れ、遠州灘に流れ込む天竜川。流域面積5090㎢、流域人口は72万人に及びます（宮田村より上流域も含む）。この地の人々は古来より、天竜川の恩恵を受けて、流域の社会、文化、経済、産業を発展させてきました。

### 産業

処分場予定地すぐ下流の取水口から駒ヶ根市の農地106haに天竜川の水を供給。事故が発生した際には直接的に甚大な被害を受ける可能性。下流域では、15000ha以上の農地に天竜川からの灌漑用水を利用。さらに畜産飲用水や養魚用水にも。漁業では、アユやアマゴ、ニジマス等が獲れ、釣り大会や体験イベント等も数多く開催されており、影響が懸念される。磐田市、袋井市、浜松市の工業用水には、63万㎡/日を利用。



### 貴重な生態系への影響

流域は豊かな水と森林、河岸段丘等に育まれて多様性に富んだ生態系を有す。ツメレンゲやヤサシゼンマイ、コアシサシ等、絶滅危惧種や貴重な動植物も確認。チェルノブイリや福島の周辺の河川の状況からも、いったん汚染されると食物連鎖、生物濃縮、堆積等により、貴重な生態系に取り返しのつかない深刻な影響をもたらす可能性が懸念される。

### 伝統・文化の継承に影響

信仰の対象でもある天竜川にまつわる祭りや川で身を清める伝統行事等も少なくない。また、ざがむし湯（水生昆虫食）等の地域文化の継承にも影響する可能性も。



### 観光・遊びの場への影響

天竜川沿いの景勝や川下りが人気の観光地。カヌーやラフティング等のアクアスポーツにも影響が懸念される。また、昔から河川遊覧は地域の人々の水遊び、憩いの場としての役割もあり、汚染が生じれば川と人の関わりが減ることも懸念。



### 水道用水

浜松市、磐田市、豊橋市などの水源として約54万㎡/日を利用。



## あばれ天竜と自然災害

竜が天に昇っていくように見える暴れ川。上流域には中央構造線等たくさんの断層が走り、脆弱な地質と険しい地形が特徴です。南アルプス、中央アルプスの急こう配から流れ込む支流は、大量の水と土砂をもたらします。過去には幾度となく自然災害に見舞われ、多くの犠牲や被害を経験してきました。

気候変動により異常気象や気象災害の増加を考慮しなければならぬ今、災害時に放射性物質等の汚染物質漏洩等の可能性のある施設等が、流域の脆弱な場所に設置されると、災害時のリスクが非常に高まります。

## 水に溶けやすい放射性セシウムと内部被曝の危険性

宮田村の処分場に持ち込まれることになっている焼却灰が含む放射性セシウムとは、とても水に溶け出しやすく、埋立処分する際には水に触れさせないように措置しなければなりません（国立環境研究所）。

地下水位が高く（処分場は地下10mまで掘り下げて建設とあるが、事業者の調査では地下10.2mに水を確認）、河川氾濫等の水害の危険性の高い予定地では、水との接触可能性が強くなり懸念されます。

処分場から放射性物質が漏れた場合、左図のように天竜川の恩恵を受ける流域全体が内部被曝のリスクにさらされる可能性があります。内部被曝とは、汚染された食料や水を摂取することで体内に放射性物質が長期間とどまり細胞を傷つける被曝であり、外部被曝より怖いともいわれます。

# 自然災害の歴史

## 天竜川の主な災害

発生年	発生原因	被災市町村	被害状況
M44,8,4	台風	磐田市 佐々間町 豊田町等	死者・行方不明者 24名 被災家屋 約11,000棟
S32,6,26~28	梅雨前線	駒ヶ根市 飯田市等	死者・行方不明者 20名 負傷者 59名 被災家屋 約540棟
S36,6,23~30	梅雨前線と 低気圧	駒ヶ根市 飯田市 天竜市 佐々間町等	死者・行方不明者 136名 負傷者 1164名 被災家屋 約21,000棟
S43,8,30	台風10号と 前線	駒ヶ根市 飯田市 天竜市 佐々間町等	死者・行方不明者 11名 負傷者 9名 被災家屋 約1,900棟
S58,9,26~28	台風10号	駒ヶ根市 飯田市 高遠町等	死者・行方不明者 4名 負傷者 17名 被災家屋 約1,500棟



三六災害で土砂に埋まった中川村四徳地区

## 伊那谷災害マップ



(出典:中部地方整備局天竜川上流河川事務所HP)

# ゴミは田舎へ ～伊那谷産廃反対運動の歴史～

- ・ 駒ヶ根市中沢産廃反対訴訟  
住民による地道な調査で最高裁勝訴
- ・ 伊那西部焼却炉反対訴訟  
母親たちが立ち上がった運動
- ・ 宮田村産廃処分場反対運動  
水源を守るための20年間の闘い



→放射能汚染されたゴミは田舎へ？

# 成果

- ・ **流域利用の把握：** 天竜川流域利用状況、利用計画、事業が実施された場合の影響地域、影響住民となり得る範囲を確認。農業や観光だけでなく、歴史、伝統文化価値や余暇利用等、天竜川と住民の様々なつながりの重要性を認識。
- ・ **普及啓発：** 調査過程において、聞き取り等を通じて事業計画及び問題点を流域関係者、住民に周知。特に、下流では事業計画自体が知られておらず、流域保全の観点からも上流・下流の連携の可能性が高まった。調査結果はリーフレットや展示物にまとめて流域住民への普及啓発に活用。
- ・ **地方政策へのインプット：** 調査結果、問題点等を流域自治体の地方議員と共有したことから、「放射性廃棄物を拡散させないことを求める」陳情・請願活動に発展。9つの自治体から国への意見書が出され、5つの自治体では放射性廃棄物を持ち込ませないことを採択。このような周辺自治体の動きは、処分場認可を行う長野県の審査にも影響を及ぼすと考えられる。

# 地方政策へのインプット

## 地方議員との意見交換

- ・宮田村の問題だけでなく、伊那谷や流域のどの自治体も次のターゲットにされる危機感
- ・主要産業である農業や観光への深刻な影響を懸念
- ・深刻な高齢化問題を抱える中、若者・子育て世代の転出や移住者の減少の可能性
- ・流域住民への正しい情報提供の不足
- ・当事者意識の不足
- ・地方議員の理解不足
- ・国の政策の問題であるが、影響は地方が被る。地域環境を守るための地方自治。
- ・地方から声をあげていくことの重要性。



# 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める 陳情・請願

低線量の放射線被ばくの影響は、これ以下で安全であるという「閾値」がないこと、被ばく量の強さとともに健康リスクが増大することを前提に被ばく防護を行うことが、国際的合意となっています。そのため、従来100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物はドラム缶に詰め、原発施設内に厳重管理されていました。

2010年、当時の原子力安全・保安院は、国際原子力機関(IAEA)の安全指針を参考に子どもへの被ばくも考慮して上限100ベクレル/kgを定めた資料を公表しています。

ところが、翌2011年の福島原発事故を受け、政府は「放射性物質汚染対処特措法」を定めました。事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和し、8,000ベクレル/kg以下であれば通常の焼却や埋め立てなどで処分可能とするものです。さらに環境省は今年6月末、8,000ベクレル/kg以下の除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を正式決定しました。

その結果、従来の基準の80倍を上回る放射性廃棄物が全国の廃棄物最終処分場に持ち込まれ、あるいは県道や町道の盛り土の下に埋められることとなります。放射性物質が安全な量まで減るには数百年かかります。降雨、浸食、災害などにより放射性物質が放出する危険と隣り合わせの暮らしが続くこととなります。管理責任も、今の法律の枠組みでは地方自治体や産業廃棄物業者に委ねられます。

政府のこのような方針は、放射性廃棄物を全国に拡散させ、国土と国民の命を世界に前例の無い危険にさらすものであると同時に、原発事故の完全終息に向けた責任を薄めることにもつながります。

つきましては貴議会において、下記の事項を議決するとともに、政府への働きかけをいただきますよう強く陳情(請願)します。

## 記

1. 貴自治体内に、東京電力福島第一原発事故由来の8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物、及び除染土を持ち込まないこと。
2. 政府は、8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物に関しても、汚染のない地域への拡散を防ぎ、廃棄物処理の全工程に直接責任を持って厳重に集中管理すること。

# 陳情・請願活動の結果

## ① 国に「全放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める意見書」の採択

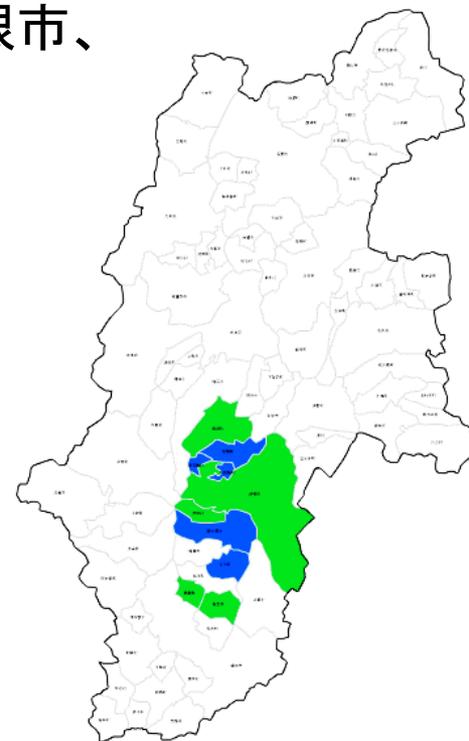
採択した自治体：

辰野町、箕輪町、南箕輪村、伊那市、宮田村、駒ヶ根市、  
中川村、高森町、豊丘村

## ② 放射性廃棄物及び除染土を受け入れない決議

採択した自治体：

辰野町、伊那市、宮田村、高森町、豊丘村



- 国への意見書採択
- 意見書及び、放射性廃棄物・除染土の受け入れ拒否を決議

# 今後の活動

- ・ 広範囲にわたって正しい情報を周知させ、流域住民が影響住民であることを自覚するための働きかけが必要。問題を整理した形で発信する学習会、資料や印刷物、インターネットの利用等を強化。
- ・ 下流域への働きかけとしては、浜松等下流域住民との連携を進め、下流域からの長野県への働きかけを促進するとともに、流域ガバナンスにおける放射性物質の扱いを協議する場を提案。
- ・ 流域自治体議員と住民が、放射性廃棄物の基礎及び専門的な知識を学んだうえで、天竜川流域の保全と放射性廃棄物拡散問題とを議論し、具体的な対応策を研究、検討する場を設置。  
→本年度の調査研究活動「放射性廃棄物の拡散防止のために地方自治の果たす可能性に関する調査研究」。